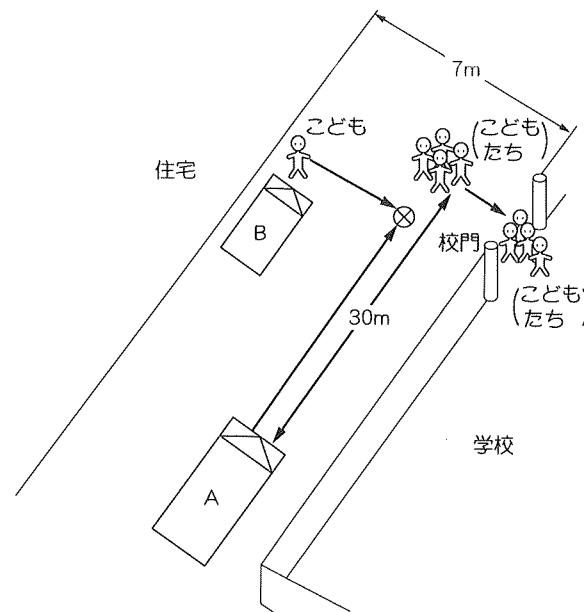


事例 15 普通トラックが駐車車両の陰から飛び出した子供と衝突

発生日時	10月某日午後4時頃	天候	曇
道路状況	住宅街の中の道路幅員7 mの町道。道路の両側には側溝があり、当時、道路左側には軽四輪トラックが駐車していた。		
事故災害の内容・程度	普通トラックと衝突し、子供が左大腿骨骨折の怪我を負った。		

見取図



発生状況

普通トラック（A）が、路上で遊んでいた子供達をクラクションで道路脇に寄せてから、その側方を通過しようとした時、駐車車両（B）の前方から飛び出して来た子供と衝突し、子供に大腿骨骨折の大怪我を負わせたもの。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 Aが、警笛を鳴らしたところ、遊んでいた子供達が道路脇に寄ったことから、他には、もう、子供は「いないだろう」と安易に考え、「危険予測」することなく車両を前進させたこと。
- 2 その時、Aから見て死角となる駐車車両（B）の陰から、子供が飛び出したこと。
- 3 当時、Aには、早く営業所に帰りたいとの「急ぎの心理」が働いていたこと。

災害防止対策

- 1 運転者に対して、子供、老人等の歩行者側の行動特性等を教育し、それぞれの行動特性等に応じた危険性の予測に基づく安全運転を身に付けさせて、これを励行させること。
- 2 運行経路は、安全確保のため、近道であっても、なるべく狭い道路や、生活道、通学路等を避けるようにし、運転者には、この、より安全に配慮して設定した経路に従って運行するよう指導を徹底すること。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…子供の行動特性に応じた危険予測〕

1 事故の発生状況について

Aは、運送会社に勤める職業運転者で、過去10年間無事故で、会社の人望も厚い人物である。家庭も円満で、職場では、集荷配達区域の班長をしており、部下の安全教育にも熱心に取り組み、事故当日も午後7時から恒例の交通対策委員会で講義をすることになっていた。

午後になり、その日の集荷も僅かになると、早く営業所に戻って、午後7時からの自分が講義する内容をもう一度確認しようと思い、気持ちがそわそわするようになった。

国道を走りながら、やがて、或る住宅街にさしかかろうとした時、ふと「この住宅街を横切ると、集荷先への近道になるな」と思い、ハンドルを左に切って、車を狭い町道に向けた。

時速約40kmで町道に入ると、道路の左側に軽四輪トラックが駐車しており、その周辺に数人の子供が遊んでいた。

クラクションを軽く鳴らすと、子供たちは進路の右道路脇に寄った。子供達が避けてくれたので、早く通過しようと思い、アクセルを踏み込んだ。

そのとき、駐車中の軽四輪トラックの前方から一人の子供が飛び出してきたので、慌ててブレーキをかけたが、間に合わず衝突し、子供に大怪我をさせてしまった。

2 事件事例の検討について

(1) 事故発生の原因

ア 狭い町道の左側に軽四輪トラックが止まっており、その付近に数人の子供が遊んでいた。

クラクションで、その子供たちは道路脇に寄ったが、一緒になろうとする子供の心理を考え、飛び出しを予測し、予め減速、徐行すべきであるのに、これを怠っている。

イ 進路前方左側に軽四輪トラックが駐車しており、丁度『死角』になっている。

このような場合は、他の子供の存在、いわゆる『危険予測』をし、最徐行をすべきであるのに、これを怠っている。

ウ 早く営業所に帰って、今夜の会の内容をもう一度確認しようと、そわそわした、いわゆる『急ぎの心理』が働き近道をしている。

急ぎの心理から、近道を帰っていたことも、事故の遠因、背景として考えられる。

(2) 事故防止上の配慮すべき事項について

ア 子供は、『集団行動』をとる特性をもっている。遊びに夢中になると周囲の状況は目に入らなくなり、友達の行動に引っ張られることが多い。

このような子供の特性を理解することが大事である。

イ 子供が、『集団行動』をとるという『危険予測』とともに、道路状況全体に、くまなく注意を払うことが大事。このケースのように、運転者は子供の集団が右によけたことで、子供という『危険要因』はクリアしたと思い、周辺への注意を怠って『複数の危険が潜在』しているのに、危険が消えたと単純に判断して、事故を起こしている。

ウ いわゆる『急ぎの心理』から、運行指定のルートを走らず、近道を走行しているが、指定に当たっては、運行にかかる経費や時間等コストの軽減は勿論、事故防止上の安全確保（近道であっても狭い道や生活道はさける。小学生の通学路も避ける。）を考慮のうえ、管理者側が指定しているものであることから、これを守らせる。

エ 『急ぎの心理』が働くと、その影響で冷静な判断が阻害される。

『あせっても事故すれば、そこで日が暮れる』急いだ時こそ、冷静な行動をとるよう、

機会を捉えて、具体的にしつけるとともに、例えば、時間に遅れて帰ったような時には、お昼の休憩を大目に与える等の具体的な配慮が望まれる。

(3) 子供の行動特性

- ア 危険を感じた時は、前後のみさかいもなく、本能的にこれを避けようとして、駆け出し、後戻り等予測できない行動をとることがある。
- イ 連れと離れた場所にいる場合は、一緒になろうとして急に駆け出したり、横断したりする。
- ウ 遊びに夢中になると、遊ぶことだけに気をとられて、目の前に車が現れても気づかないことが多い。
- エ 車は速度や距離に関係なく、いつでも止まってくれるものと思っており、車の直前で手を上げながら飛び出し横断を始めることがある。
- オ 車の方を見ていても、他のことに気をとられて車に全く気づいていないことがある。
- カ 路地からボールや子犬が不意に飛び出してきたときは、続いて子供が飛び出して来ることもある。

『子供は、動く赤信号』といわれる所以である。

3 その他の参考事項について

◆適用 関係条文

◎ 道路交通法第13条『横断の禁止の場所』

歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。(以下省略)

◎ 道路交通法第70条『安全運転の義務』

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

罰則 第119条第1項第9号(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

◆参考判例

児童の不測行動に備えて、いつでも停止あるいは避譲できる程度に減速徐行するなどの適切な措置を講じる業務上の注意義務がある。

◆過失割合

過去の判例から見て、本事故では、貨物運転者Aは、子供の人身損のすべてについて賠償することとなる。

参 考

歩行者等の不安全な行動等に対する危険予知能力を高めることは、災害の防止又は軽減に大いに役立ちます。下表を参考に危険予知能力を高めていきましょう。

歩行者等の不安全な行動・状態

外 部 環 境			特 性
人 の 要 件	① 歩行者	① 幼児・子供 ② 通園・通学児童	・夢中になると周りを見ない ・車の接近に気づかない ・急に走り出す ・道路に平気で飛び出す ・青信号で直ぐ飛び出す ・物かげで遊ぶ ・車に触りたがる
		③ 高齢者等	・歩行速度が遅い ・後方注意力が鈍い ・無理に行動する ・車の直前直後を横切る
	② 自転車	① 幼児・子供 ② 高齢者	・バランスを崩しやすい ・急に止まらない ・後ろを見ない ・車の死角に入りやすい
		③ 通園・通学生	・集団走行が多い
		④ 買い物客	・大きい荷物 ・ハンドル掛け荷物 ・幼児載せ ・片手ハンドル
	③ バイク・自動二輪車	① 共 通	・バランスを崩しやすい ・低速で安定が悪い ・急ブレーキに弱い ・視野が狭い ・後ろを見ない ・進路変更が多い ・車の死角に入りやすい ・車の距離感・速度感をつかみづらい
		② 若年層	・自信過剰 ・負けん気が強い ・速度志向が強い ・パフォーマンス好み ・経験が少ない
	④ 場所の要件	① 通園・通学道路	・児童・生徒の通行が多い ・不意に飛び出す
		② 生活道路	・歩行者の通行が多い ・予想外の横断等が行われる
		③ 商店街	・買い物客の通行が多い ・買物に気をとられて他に注意が向かない
	⑤ 天候の要件	① 雨 天 ② 強 風 ③ 降雪・凍結	・視界不良になりやすい ・スリップしやすい ・ハンドルを取られやすい ・制動距離が伸びる
		① 入園・入学期 ② 春・夏休み ③ 年末繁忙期	・未熟練交通 ・路上の遊戯 ・車両等の混雑